

平成16年度第8回理事会

日 時 平成16年11月26日（金）13：30～

場 所 特別会議室

議 題

- 1 一般職員の採用内定について
- 2 平成16年度賃金改定並びに職員給与規程の一部改正について
- 3 その他

資 料

- 1 一般職員の採用内定について
- 2 平成16年度賃金改定並びに職員給与規程の一部改正について

理 事 会 資 料
平成16年11月26日
総 務 課

一般職員の採用内定について

第1回理事会で6～7名の採用について、承認を頂いていましたが、11月12日及び11月18日の採用面接の結果、下記の者について採用を内定したので報告します。

記

○平成17年1月1日付け

配属未定

新里 康

”

本間 直子

”

吉村 慶士郎

○平成17年4月1日付け

配属未定

小松崎 吉之

”

山野 和也

”

照山 奈緒美

理 事 会 資 料
1 6 . 1 1 . 2 6
総 務 部 管 理 官
職 員 課

平成 1 6 年度賃金改定並びに職員給与規程の一部改正について

1. 交渉の経過

平成 1 6 年度の賃金改定については、9 月 7 日に第 1 回交渉を行い人事院勧告に即した当局の考え方を提案して以来、交渉 2 回、事務折衝 5 回にわたる交渉を積み重ねてきた。

これらの交渉経緯を踏まえ、1 0 月 2 7 日の第 2 回交渉において、当局が提案した内容で妥結した。

2. 賃金改定の基本的考え方

本改定は、独立行政法人通則法第 5 7 条に基づき、人事院が民間給与の精確な比較により勧告した国家公務員給与の改定内容等を考慮して判断したものである。

3. 改定の内容

本年度の賃金改定は、寒冷地手当を除き、現行どおりとする。
寒冷地手当については、新制度により、本年度から実施する。

4. 実施時期

1 1 月 1 日から実施する。

なお、1 1 月 1 日付けで「賃金に関する協約」の一部改正並びに「職員給与規程」の一部改正を行った。